

雲南市市民環境部新ごみ処理施設整備準備室 告示第225号

公募型プロポーザルの実施について

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託の受注者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり広告する。

令和5年5月22日

雲南市長 石 飛 厚 志

1 業務概要

(1) 委託業務名

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託

(2) 業務内容

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

(4) 提案上限額

5,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 雲南市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 雲南市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (9) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に会員として登録していること、又は当該会員でなくても同種同様の業務を行っており、これまでに本市と同種の委託業務実績を有していること。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市 市民環境部 新ごみ処理施設整備準備室
TEL：0854-40-1032 FAX：0854-40-1125
E-mail：shingomisyori@city.unnan.shimane.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和5年5月22日（月）から令和5年5月29日（月）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

新ごみ処理施設整備準備室にて配布する。（本市ホームページよりダウンロード可能。）

(3) 参加申込書類の提出

ア 受付期間

令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）正午まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、受付最終日は正午まで。

イ 提出場所

新ごみ処理施設整備準備室

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

エ 提出書類

様式第2号 プロポーザル参加申込書

様式第3号 会社概要調書

様式第4号 業務実績調書

様式第5号 管理技術者業務実績調書

(4) 企画提案書類及び参考見積書の提出

一次審査の結果、プロポーザルに参加することとなった事業者のみ提出。

ア 受付期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月9日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

新ごみ処理施設整備準備室

ウ 提出方法

持参

エ 提出書類

様式第6号 企画提案書類表紙

様式第7号 業務実施方針

様式第8号 業務実施体制・手法

様式第9号 業務実施スケジュール

様式第10号 業務に関する提案

任意様式 参考見積書

4 審査

(1) 一次審査

プロポーザル参加資格要件及び提出された参加申込書類の確認を行い、確認の結果、参加資格を有する者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。

(2) 二次審査

企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

(3) 優先交渉権者の決定

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、一次審査、二次審査及び参考見積書の評価結果に基づき、最も評価の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、参加申込者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 契約の締結

(1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、本市との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 仕様書の内容が確定したのち、見積合わせを行い、契約額を決定する。

(3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

(4) 委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。